



赤ちゃんのお誕生おめでとうございます



出生届が済みましたら、下記の手続きをしてください

市外局番【0270】

<p>児童手当の申請（公務員の方は、勤務先に申請） 子どもを養育する親に支給される手当です。申請内容を審査のうえ、受給資格に適合する方には認定通知書を送付します。 ※出生後、15日以内に手続きしてください。</p>	<p>3階 ②窓口 子ども育成課 ☎64-7719</p>
<p>赤ちゃんに関わる訪問や健診の流れをご案内します。 予防接種の予診票をお渡しします。（母子手帳をご持参ください。）</p>	<p>3階 こどもまんなかセンター にじいろ ☎27-8626</p>
<p>高校3年生まで医療費が無料（福祉医療） 赤ちゃんの名前の載った資格確認書を持参の上、支給の申請をしてください。</p>	
<p>国民健康保険加入者は、 赤ちゃんの資格確認書を作ります。また、後日国民健康保険税の税額変更通知が郵送されます。</p>	<p>1階 ②窓口 住民課 国民健康保険係 高齢医療年金係 ☎64-7702</p>
<p>お母さんが国民年金加入者（第1号被保険者）の方 国民年金保険料が免除されますので申請してください。</p>	
<p>町営住宅にお住まいの方は、手続きをください。</p>	<p>2階 ①窓口 都市建設課 ☎64-7707</p>
<p>赤ちゃんの個人番号カードの申請（特急発行） 赤ちゃんの個人番号カードの申請は、 出生届の提出と一緒にできます。 （通常のカードの申請よりも早い、特急発行での作成となります。）</p> <p>①住所登録地で出生届を提出した場合 出生届と同時に個人番号カードを申請した場合、申請から1週間ほどで、ご自宅に直接カードが簡易書留で送付されます。</p> <p>②住所登録地以外で出生届を提出した場合 出生届と同時に個人番号カードを申請した場合、住所地市町村に申請書類が送付されます。カードが発行され次第、ご自宅に直接カードが簡易書留で送付されます。（※①の場合よりも作成に日数がかかります。）</p> <p>【注意事項】 ※申請者が1歳未満の場合、顔写真は不要です。 ※出生届の提出後、後日カードの申請を行う場合は、<u>必要書類などが異なりますので役場へお問い合わせください。</u></p>	<p>1階 ①窓口 住民課 住民係 ☎64-7701</p>

※赤ちゃんの「住民票コード通知票」と、「個人番号通知書」は後日、別封筒で届きますので大切に保管してください。